

入札監理小委員会における審議の結果報告 国立病院機構の物品調達業務

国立病院機構の物品調達業務については、平成 27 年 4 月から平成 29 年 3 月までの契約により、民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項案を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 実施要項案の変更について（資料 11— 2）

【論点】

- （1）当該事業の対象となる病院数を拡大していくべきではないか。
- （2）利便性向上のための方策として、納品の時間帯を指定できるようにすべきではないか。
- （3）法令変更による増加費用及び損害の負担について明記すべきではないか。
- （4）業務の引継ぎについて、明確に記載すべきではないか。
- （5）当該事業で取扱う品目と数量について見直しを行うべきではないか。

【対応】

- （1）当該事業の対象となる病院数を 56 から 119 に拡大した。（P 2）
- （2）「納品の時間帯を指定できることが望ましい」旨を記載し（P 5）、「提案書評価基準書」（P 40）に加点項目として規定した。
- （3）法令の変更により受託事業者が生じた合理的な増加費用及び損害について、機構が負担する場合と受託事業者が負担する場合について明記した。（P 7～8）
- （4）引継ぎに必要となる経費は、現行受託事業者の負担とすることと、機構は当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受託事業者及び次期受託事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する旨を明記した。（P 14）
- （5）各施設からの受注実績や要望等に基づき見直しを行った。（P 19～36）

2. パブリックコメントの結果について

寄せられた意見等はなかった。

以 上